

第 2 回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会
会議録

1 日時：平成 24 年 7 月 18 日（水）午後 2 時 06 分～午後 3 時 55 分

2 場所：千葉市議会棟 第 3 委員会室

3 出席者：

（1）委員

大原明保委員（部会長）、河合謹爾委員（副部会長）、善積康夫委員、
宗近功委員、加藤邦博委員

（2）事務局

（経済農政局事務局

渡部経済農政局長、藤原農政部長、今井経済企画課長

（農政センター農業経営支援課）

川田農政センター所長兼農業経営支援課長、子安都市農業交流室長

4 議題：

千葉市下田都市農業交流センターの管理運営の基準及び提案について

5 議事の概要

千葉市下田都市農業交流センターの管理運営の基準及び提案について、事務局からの説明後、申請団体のヒアリングを実施し、審議。提案書は、管理運営の基準に適合しているものと判断した。

6 会議経過

【事務局】 それでは、お待たせいたしました。ただいまより平成 24 年度第 2 回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会を開催いたします。

本日は、お忙しいところご出席いただきましてまことにありがとうございます。第 1 回に引き続き、今回もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、市の情報公開条例第 25 条により公開されております。現在までにお一人の方から傍聴の申し込みがございました。

続きまして、会議の成立でございますが、委員総数 5 名、全員の皆様にご出席いただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する第 10 条第 2 項に基づき、成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、本日の流れにつきまして事務局より説明いたします。

【事務局】 本日は、下田都市農業交流センターの指定管理予定候補者の選定です。下田都市農業交流センターは、非公募での選定となり、あらかじめ指定された団体がございます。まず、施設所管課より第 1 回選定評価委員会でいただいたご意見をもとに、

変更しました管理運営基準の変更点についてご説明させていただきます。その後、指定団体である下田ふれあい交流施設管理運営組合から事業計画について説明させていただきます。その後、質疑応答を実施し、事業計画が管理運営基準に適合しているかのご意見を伺いたいと思います。

以上でございます。

【事務局】 それでは、ここからは部会長の大原先生に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【部会長】 議事に沿って進めたいと思いますが、今、事務局からの説明のあったとおり、大きく分けて2つになります。1つは、管理運営基準、主に変更点について市のほうからの説明をいただく。もう1つは、予定候補者から事業計画についての説明をいただくという2つの流れになろうかと思います。その上での当委員会の意見等もまとめていくということで進めさせていただきたいと思います。

それではまず、事務局のほうから下田都市農業交流センターの管理運営基準の変更点ということについて説明をお願いいたします。

【事務局】 農政センターの所長の川田でございます。第1回に続きまして、よろしくをお願いいたします。

それでは、千葉市下田都市農業交流センターの管理運営基準につきましてご説明させていただきます。お手元に配付させていただきました資料、まとめてございますが、そのうちの資料1をお願いいたします。

6月27日に開催されました第1回指定管理者選定評価委員会でご審議いただき、当委員会から頂戴いたしましたご意見を踏まえ、修正を加えましたので、主な変更箇所についてご説明いたします。初めに、頂戴いたしましたご意見「今後直売所やレストランのさらなる工夫に期待する」についてでございますが、14ページをお願いいたします。14ページの第5、指定管理者の自主事業です。工夫につきましては、利用者ニーズへの対応を基本に考えることが必要でありますので、1、事業の企画・誘致業務の5行目から「事業の運営並びに新たな企画・誘致においては、市と協議するとともに、モニタリングの実施による利用者ニーズに考慮し、工夫すること」と変更いたしました。また、年度の途中でも対応ができるように、その下のまた書きに「当該年度の実施計画に変更が生じる場合は市の承認を得ること」と追記いたしました。

次に、この利用者ニーズに合わせた工夫を行うために必要となりますモニタリングについてですが、ちょっとページ戻りますが、12ページになります。12ページの中段にございます7、モニタリング業務の（1）利用者からのアンケート回収等、この中のイに「指定管理者は施設の管理運営及び利用者に提供するサービスの向上のため、利用者に呼びかける等、積極的なアンケートの回収を含めたモニタリング手法を検討し、より多くの利用者の意見の把握に努めること」と追記いたし、利用者ニーズを積極的かつより多くつかむ努力をするよう変更いたしました。また、これまでは、事業評価（モニタリング業務）といたしまして、モニタリングと評価をあわせて1つの基準項目にしておりましたが、この2つの項目は異なる内容もありますので、7にモニタリング業務、そして8に事業評価業務と2つに分けまして、わかりやすい項目の設定にいたしました。

以上に加えて、主なものといたしまして2点の変更がございます。これらにつきましては、当委員会からのご指摘ではございませんが、施設運営上必要であると判断いたしました変更するものでございます。まず初めに、最初の1ページをお願いいたします。1ページの第1、はじめにの1、本書の位置づけですが、当交流センターの愛称といたしまして、下田農業ふれあい館を新たに追記いたしました。この愛称につきましては、以前から地元をはじめ、いずみグリーンビレッジ推進会議で議論されておりますが、千葉市下田都市農業交流センターは、地元農産物を活用した農産物直売所や農家レストランを運営しておりますので、市民が親しみを持って利用できる施設としたいこと、また、愛称、下田農業ふれあい館の検討につきましては、地元を協議を行うとともに、既に対外的にもこの名称が周知されておりますので、下田農業ふれあい館との愛称の表記をするものでございます。

最後に飛びますが、15ページからになります。15ページからは、第6、その他の重要事項について記載がございますが、このうち、次の16ページになります。16ページの下から2つ目の項目ですが、8の利益等の還元を追記いたしました。これは、平成22年第2回千葉市定例市議会におきまして、指定管理施設の利用料金改定のための条例改正議案に関し、利用料金収入が指定管理者の想定額を上回る額となった場合には、一定額を帰属させるなど、利用料金収入を市民に還元するための措置を講ずるよう指定管理者との協議を行うこととの附帯決議がされました。このことを受けまして、下田都市農業交流センターでは、8、利益の還元におきまして、指定管理者は指定管理委託料に係る収入が管理運営経費を大きく上回る大幅な利益が見込まれる場合に、その利益の一部を市に還元するものとする。なお、大幅な利益の算定方法及び還元方策等の基本的な考え方は基本協定書で、その具体的な算定方法、算定期限、還元方策、還元時期等は各年度協定書にてその詳細を定めるものとするとの内容を新たに設けました。

主な修正箇所は以上の4点でございますが、そのほか詳細なご説明は省略させていただきますが、一部について文章の表現をよりわかりやすい表現に修正するとともに、重複しての表記は削除するなど、全体的な見直しをさせていただいております。

千葉市下田都市農業交流センターの管理運営基準の修正につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

【部会長】 はい。今、主に変更点についての説明をいただいたわけですが、この説明について何か質問がございますでしょうか。

今の説明についての質問ということではないんですけども、せっかくの機会ですので、委員会へのレクチャーという意味合いでも、「今さら何を」ということなんでしょうが、1つお尋ねしたいのは、今日の委員会での検討事項と関連性がないというのであれば、お答えいただく必要はないんですけども、今日の当委員会の諮問から、この事業だと4月1日開始になるわけですが、それまでの手続、手順というのはどういうふうになっているのか、わかる範囲で、協定書の取り交わしとか、あるいは市議会の承認とかがこの後予定されているんだと思うんですけども、おわかりの方、概略で結構なんですけれども、当委員会の諮問とその他の要件というか、事業開始までの流れ的なものを概略お話しただけですででしょうか。

【事務局】 はい。では、大体の流れを説明させていただきます。今日のこの会議をもって、下田都市農業交流センターの指定管理予定候補者をまず選定いただきます。その後 12 月開催の第 3 回定例会に指定議案として提出し、議会の承認を得ます。その後、1 月～2 月ぐらいにかけまして、基本協定の細かいところを指定管理予定候補者と詰めまして、基本協定を結び、またさらに細かい 25 年度の管理運営につきまして年度協定を結ぶという作業がございます。

大きな流れはそういう感じなんですけれども、よろしいでしょうか。

【部会長】 つまり、議会の承認というのがまず最初に 12 月にあって、それで、指定管理者が決まったということで、それを踏まえての基本協定、年度協定に入っていくということですか。

【事務局】 はい、そうです。

【部会長】 はい、わかりました。

それで、もう 1 つ、基本的なことなんですけれども、今、指定管理者を当委員会で決定いただいてというような言い回しだったかもしれませんが、選定の方法として 2 年にわたってやってきた経験から、公募と非公募というのがあるというところまではわかったんですけれども、公募、非公募は条例で決めるということらしいんですが、条例で決められるのはそれでよろしいんですけれども、その基準といえますか、公募と非公募の区別基準的なものが何なのかというか。普通選定というと、イメージとしては、複数候補者から絞るというような意味合いでとらえるんですけれども、今回のこの下田都市農業交流センターの事業についても非公募ということになっているわけですが、こういうふうに非公募を認める基準といえますか、それを何かうまく、わかりやすく説明いただければと思うんですけれども。

【事務局】 それでは、概略でございますが、公募、非公募についてなんですけれども、指定管理者を募集するに当たっては、原則公募となっています。ただし、次の理由のような指定管理者としてふさわしいものがあらかじめ限定される場合や特段の事情が認められる場合に限り、条例に定めるところにより例外的に公募を行わないものとしますとされています。具体的な項目で申し上げますと、指定管理者としてふさわしいものがあらかじめ限定される場合というのは、施設の性質、それから設置目的の理解をした上で、特に専門的、継続的、安定的な行政サービスを提供することが必要であり、利用者との密接な関係性を持つ団体というような表記になっています。

それから、2 つ目には、特段の事情が認められる場合については、施設の一時的閉鎖が市民に重大な影響を与え、下記のいずれかに該当する場合ということで、その 1 つとしては、指定管理者としてふさわしいものを選定した後、指定の間までに当該候補者がみずからの倒産等によって指定されるべき団体ではなくなった場合などが書かれています。

ここの下田なんですけれども、今、申し上げた中ですと、やはり最初の施設の性質、設置目的の理解をした上で、特に専門的、継続的、安定的な行政サービスを提供することが必要であり、かつ利用者との密接な関係を持つ団体。いわゆるあそこの地域は特殊性がございますので、その後の跡地利用ということで整備されておりますので、その辺

のことから非公募というふうになったと考えております。

【部会長】 はい。よくわかりました。もしよければ、川田所長、今、お答えいただいた文献といえますか、根拠を。それは何なんですか。

【事務局】 これは平成 22 年 3 月の指定管理者制度運用指針、千葉市が定めているものでございます。

【部会長】 運用指針。はい。

はい、ちょっと横道にそれてしまいましたけれども、改まってもとへ戻りまして、先ほどの運営基準の変更点のセンター所長からの説明について何か質問ございますでしょうか。もしございませんようであれば、次のステップ、先ほど言ったもう 1 つのほうです。次年度の候補者からの事業計画についての説明を受けるということになりますけれども、よろしいですか。

はい、では、次に移りたいと思います。よろしくお願いします。

(下田ふれあい交流施設管理運営組合入室)

【部会長】 どうぞ着席ください。一応予定としては 15 分ということなんですけれども、大分前の質疑時間が予定よりも少なかったので、十分時間がありますので、臨機応変に、どうぞ延長も構いませんので、事業計画等について説明をお願いいたします。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 下田ふれあい交流施設管理運営組合の組合長をしていますイシバシです。よろしくお願いします。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 同じく施設長を行っていますトキタでございます。よろしくお願いします。

【部会長】 どうぞご着席ください。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 千葉市下田都市農業交流センター事業計画について、施設長のトキタさんより説明申し上げます。よろしくお願いします。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 それでは、説明させていただきます。お手元の資料 2、事業計画をごらんいただきたいと思います。

初めに、1 ページでございますけれども、管理運営の基本的な考え方ではありますが、管理運営の方針は、当交流センターは、いずみグリーンビレッジ構想において、当該地区の広域情報発信拠点、また、地域間連携拠点として位置づけられていることから、他の 2 拠点や地域内の関連施設等と連携し、総合的な情報発信に努め、地域の活性化に努める目的で設置されたものと認識しております。このことから、当組合では、農地や森林などの地域資源を活用しながら、千葉市下田都市農業交流センターを都市と農村の交流拠点としてとらえ、農業の振興、地域の活性化を図れるよう管理運営に取り組んでいく方針でございます。

(2) としましては、実施期間でございますけれども、事業計画の期間は平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。遵守する法令等につきましては、指定管理者として本施設の管理運営に当たり、記載してありますアからオの条例、規則及び協定等を遵守し、実施していきます。

2 の施設の維持管理の考え方でございますけれども、建築物の保守管理計画でございますが、日常点検として、目視による点検を月 1 回定期的に点検実施をいたします。ま

た、修繕の必要な箇所は適切に対応し、市へ報告書を提出いたします。2ページをお願いいたします。2ページの清掃管理計画につきましては、日常清掃は1日1回、下記の表の記載の内容で実施していきます。また、定期清掃については、床のワックスがけを半年に1回、年末清掃にはふだん行われていない高いところの作業及び蛍光灯の掃除を行います。(3)の設備機器保守管理計画につきましては、電気設備や水道設備など、下記表に記載した内容について、専門業者に委託し、実施いたします。

3ページをごらんいただきたいと思います。(4)の備品管理計画でございますが、本施設に置かれているすべての備品について、備品台帳に記録し、備品管理を確実にを行います。(5)の駐車場・屋外トイレ保守管理計画でございますが、駐車場につきましては、毎日ごみ拾いを行うとともに、適時草刈りを実施いたします。屋外トイレですが、衛生面に考慮し、衛生陶器の清掃や床掃除等を毎日実施いたします。(6)の植栽維持管理計画につきましては、広場の除草作業等を適時行っていきます。(7)環境衛生管理計画につきましては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づいて、空気環境や給排水施設などの衛生管理を行います。(8)の建築物の警備計画につきまして、危険な場合も考えられますので、夜間は専門業者に委託して実施していきます。4ページをごらんいただきたいと思います。(9)の廃棄物処理計画でございますが、本施設で発生した廃棄物については、市の方針に沿って、可能な限り再資源化に努めるとともに、適正な収集、分別をおこない、適正な廃棄物処理業者に処分を委託いたします。

3の施設の利用条件でございます。開館時間及び休館日につきましては、千葉県都市農業交流センター設置管理条例では、開館時間は午前9時から午後5時までを基本としておりますが、農産物直売所の営業時間は開館時間の拡充を行うことにより、利用者の利便性が図られるため、4月から9月に限り、午前9時から午後6時まで、1時間延長しております。また、同農産物直売所は、条例では月曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始を休日と定めるとありますが、利用者の利便性を図り、月曜日は営業することとし、12月31日から1月3日までだけを休日とします。

4の事故等の防止措置を緊急時の対応につきましては、防災・防犯体制は日ごろより防災・防犯に注意し、施設内の事故防止に努めます。また、防災・防犯マニュアルを整備し、職員に周知徹底を図るとともに、防災・防犯訓練を行い、緊急時の対応に備えます。また、災害発生時の対応マニュアルも整備し、職員に周知の徹底を図ります。緊急時の体制・対応でございますが、災害時の緊急時における対応は市や医療機関と協力し、的確に対応を図ります。また、利用者の避難、誘導、安全確保及び必要な通報等を行います。なお、災害時に備え、最低限の資財等は用意します。

5の個人情報の保護と情報の公開につきましては、個人情報の対応は、千葉県個人情報保護条例を遵守するとともに、千葉県下田都市農業交流センター個人情報保護規定に基づき適正に対応します。また、情報の公開の対応は、千葉県情報公開条例、千葉県指定管理者情報公開規定を遵守するとともに、千葉県下田都市農業交流センター情報公開規定に基づき適正に対応します。

5ページをごらんいただきたいと思います。モニタリング、それから利益の還元につきましては、まず、モニタリングの考え方でございますが、施設の管理や提供するサー

ビスについて、利用者のニーズを的確に把握するためにアンケートを実施いたします。また、アンケートの項目については、利用者ニーズやサービスに対する意見等を把握できるよう適時改善いたします。また、アンケート結果により、改善事項が発見された場合は、対応を組合で協議するとともに、市へ改善策について報告します。また、利用者の苦情の対応につきましては、速やかに対応し、改善が必要な事項は市と協議し、改善します。3の利益の還元につきましては、利益が生じた場合は翌年度において市民サービスの向上に資する指定管理業務の拡充、または新規自主事業の創設や既存事業の拡充により還元したいと考えております。

7番目の管理運営実施体制につきましてですが、本施設の業務体制は業務責任者として施設長1名とアルバイトが1名、常時おります。なお、アルバイトにつきましては、2名ないし3名での交代制で対応いたします。業務の範囲でございますが、施設の運営及び維持管理業務のほか、指定管理者としての自主事業を行います。3番目の本施設の運営に対してのそれぞれの役割の責任については、業務責任者は施設を総括する責任者として、施設の運営全般に責任を負います。また、アルバイトについては、経理事務、日報、市への報告書作成の補助、見学者の案内、公共情報等の掲示、清掃作業などを担当するとともに、他の業務の補佐を行います。6ページをお開きいただきたいと思います。運営体制の見直しにつきましては、本施設の管理運営においては、常に利用者へのサービス向上を実施する必要がある、アンケート調査等により、利用者のニーズを的確に把握することが重要です。また、調査結果については検証を行うことが必要であります。このようなことから、管理運営については随時見直しを行うものとし、指定管理者の責任において、人員配置の見直し等、必要な処置を講じます。その場合は市と協議を行います。

8番目の市内産業振興と雇用への配慮につきましては、市内業者の登用の考え方がありますが、本施設の管理運営に伴う再委託や資材購入等は可能な限り市内業者と契約するとともに、緊急時を考慮し、他の近隣業者をリストアップし、迅速に対応できるように努めます。市内の雇用の考え方につきましては、本施設の管理運営に係る労働力の確保は千葉市民を優先に雇用することを基本とします。障害者雇用の考え方でございますけれども、障害者の雇用の促進等に関する法律を遵守し、指定管理者が行う業務の実施に際して、率先して障害者雇用を推進します。なお、障害者雇用については、若葉区にある特別支援学校に協議するなど、雇用の実現を図ります。

最後に、9番目の自主事業についてでございます。(1)の農産物直売所は、本施設の農産物展示ホール等を活用しまして、いずみ地区を中心とする千葉市内の農産物等を生産者より販売委託を受けて市民へ提供いたします。2番目の農産物加工所及び農家レストランにつきましては、農産物加工所は、本施設内の食品加工所において、地域内等とれる農産物を使った農産物加工品を製造し、当施設の農産物直売所で販売し、また、地域内の規格外の農産物を活用することにより、地域内農家の所得向上に寄与いたします。農家レストランにつきましては、本施設内のレストラン及びその厨房において地域内農産物を使用し、レストラン並びに加工品の製造販売営業を行います。使用する農産物につきましては、地域内の農産物を中心とし、また、規格外の農産物を活用すること

により、地域内農家の所得の向上を目指すとともに、また、市民への地産地消及び食育の紹介の場として役割を果たしてまいります。次の（３）の体験教室、イベントにつきましては、本施設を活用した米づくりや収穫などの体験教室やイベント等を実施いたします。内容につきましては、水田や畑といった地域資源を有効に活用したものを中心として企画、検討いたします。①の農業体験等の体験教室でございます。直売所への出荷者を講師に野菜づくり等農業に興味のある市民を対象として、農業体験等の教室を開催します。７ページ、最後のページでございます。②の施設の区域内スペースを活用したイベントでございます。施設前面等を活用しまして、収穫祭等のイベントを開催するとともに、多目的広場等を活用し、ゲートボールやグランドゴルフ場として貸し出しするなど、本施設及び地元農産物のＰＲを図ります。最後に、他の施設との連携につきましては、いずみ地区内の他の施設と連携を図り、千葉市下田都市農業交流センターのＰＲに努めていきたいと思っております。

以上、事業計画の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 よろしくをお願いします。

【部会長】 はい。今、事業計画についての説明を受けましたが、この説明の内容について、質問やご意見ございましたらお願いします。

【委員】 ちょっとよろしいですか。

【部会長】 はい、どうぞ。お願いします。

【委員】 自主事業の中で、１番のところで地域内の規格外の農産物を活用することにより。これは現在もやっていたらっしゃるんですか。今年も。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 自主事業のほうで、規格外のというのは、農家の方が通常ならばいいものしか市場に出荷できないとか、そういうのがございます。また、そういうものを加工することによって、味が変わらないものであれば、多少キュウリが曲がっていても味に変わりがなければ使えるという、そういうものを料理をいろいろして、皆さんに食べてもらったり、あるいは加工品として漬け物あるいはほかのものをつくって売るとかということが可能になります。ですから、こういう施設があることによって、やはり地元農家の所得向上につながるということです。

【委員】 そのまま安く売るといったことはやっていないんですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 そういう人もいます。例えば３本のキュウリを集めた人と、では、少し曲がっているけれども５本詰めて同じ値段で売るとか、そういう人はございます。

【委員】 あそこは周りにいろいろな売店に取り囲まれているんです。１つ大きなしょいかーごですか、それがある。それから、もうちょっと更科のほうへ上がっていくと２軒ちゃんと直売所がありますよね。ですから、何かこういう企画は非常にいいと思うんですけれども、ちょっと差をつける。わけあり商品が今はやっておりますので、そういう、おいしいけれども規格に合わないから市場に出ないというものを廃棄するのではなくて。今そういうものを求めている人も結構いるのではないかと思います。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 そういうお客さん、どちらを選ぶかはお客さんの都合ですけれども、そういういろいろな方面を考えて、お客さんのニーズにこた

えられるように。

【委員】 来年はそこをやろうということなんですね。はい、わかりました。

【委員】 ちょっとよろしいですか。

【部会長】 はい、どうぞ。

【委員】 私も自主事業に関心があるんですけども、こういう農産物というのは季節的にできる季節とできない季節といろいろあると思うんですけども、ほかの業者さん、今おっしゃったような地域の人とほかの販売所と比べて、特色のあるような販売の製品とか、特色のあるような売り方とか、ほかの地域のと比べてそういうことというのは考えられないんでしょうか、この地域は。特別お客さんをつかまえる方法。大口顧客がいるとか、そういう努力はなされているんでしょうか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 なかなか特色というのは難しいんですけども、例えばしょいかーごさんと比べると、下田にはレストランがあったりとか、あとは農業体験ができるとか、そういうしょいかーごさんにないようなこともやっておりますし、同じ農業地域ですから、特別な何かの特色を出すということはなかなか難しいのでありますが、そういう特色を出せるように努力はしてもらいます。

【委員】 近くに大学があるんでしたよね。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 はい。

【委員】 その人が、どのぐらいの回数がわかりませんが、よくレストランを使われる。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 大学の方がレストランを利用してくれたりとか、そういうことはございます。

【委員】 それは増えている、減っている。それは今後の見通しはそんなに増えるものではない。地域の特定的なお客さん、顧客の動向というのはどういうふうにお考えになっておられるか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 近くに情報大学がございます。今まで会議だとかやっていたときにお弁当の注文だとかということで、いろいろ来ていただいているわけございまして、あとは、全体でどうしようというところまではまだいっておりませんので、その辺はこれからの課題だとは思っておるわけでございますけれども。

【委員】 イベントみたいにこういうときはこういうレストランのこういうものをいっぱい食べさせますとかという企画はあまり考えられない。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 今、ちょっとそこまではまだいっていないんですけども、その辺も、先ほどお話出ましたように、直売所とレストランを持っているのは下田でございますので、その辺をこれから考えていかなければいけないのではないかということで思っております。

【委員】 ぜひ考えていっていただきたいと思います。

【委員】 今度、来年度からまた5年間この委託事業の指定管理者として活躍いただくということなんですけども、ここの指定管理をなさるようになったのはいつからなりましたっけ。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 平成19年に私たち組合を結成いたしまして、

その半年後の20年10月23日にオープンいたしました。それから現在に至っております。

【委員】 というと、農業交流センターという事業を市が立ち上げるのに備えて組合をつくったというようなことになるわけですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 はい、そうです。

【委員】 その組合は委託を受けての指定管理者としての仕事以外の業務はない。100%これが目的の組合。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 そうです。

【委員】 ほかに事業は何もない。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 その中に自主事業という直売所、レストランとやっておりますが、ほかのことはやっておりません。

【委員】 はい、わかりました。

20年来の経験で今日まで運営なさってきたわけなんですけれども、途中こんなわけのわからない選定評価委員会なるものが登場して、その席におかけいただくようなことになったと思うんですけれども、これは実際委託事業を実施なさっていらっしゃる指定管理者としてこういう委員会、以前なかった、できるようになってこういう場で話す機会を与えられたという点について、何か感ずるところがございましたらお話しただけですか。こういうのは以前はなかったですね。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 以前はなかったです。

【委員】 全然わけわからない外部の者がこういうような委員会ということで、直接お話しいただく、説明いただく機会を持つわけなんですけれども、それについては指定管理者側からはこの委員会をどういうふうにとらえているというか、遠慮なくお持ちの感想を聞かせていただければと思うんですけれども。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 私たちもあそこできた当時は市の指導によりできないながらも一生懸命やってきたわけですが、そういうことを踏まえて皆さんに知ってもらうこともPRの1つだと考えております。そのために、本来はもうちょっといいPRができなければならないと思うんですけれども、何分私たちの頭脳ではなかなかちょっと難しいんですけれども。

【委員】 逆に言えば、全然外部のこういうような委員が集まるような席でやっている事業の苦勞なりを話す機会があれば、それは委託事業をなさっている組合さんとしても好ましいというふうなお考えということですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 苦勞といえますか、よりよくあの場所をしていくためには、今のこういう財政ですけれども、予算がもう少しあったらもう少しいいことができるかなということも多少思っておりますけれども。

例えばと言って悪いんですけれども、植栽管理費などの中では草刈りやるぐらいの費用しかない。本来植栽というと、花を植えたりとかいろいろなこともしたいわけですが、そういう費用をもう少し市のほうから出していただければ、またもっときれいにしていけるのではなかろうかと。すべての面でそういうことが考えられています。

【部会長】 どうでしょうか。ほかに事業計画についていただいた説明についての質問、意見。

【委員】 では、よろしいですか。

【部会長】 お願いします。

【委員】 管理運営基準のモニタリング業務のところで、「積極的なアンケート回収を含めたモニタリング手法を検討し、多くの利用者の意見の把握に努めること」とありますけれども、それに対応して、事業計画のところでは、何か回収率を高めるような具体的な方策をお考えになっているのでしょうか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 今、現在は箱を2つ置いておるだけなんです。ですから、これからはイベントだとか、やったときにその場で配るとか、あるいはレストランにテーブルの上にアンケート用紙を置いて書いていただくとか、そういう工夫をしていきたいということで考えています。

【委員】 直接手渡しでとかですね。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 はい。

【委員】 施設を利用されている方はかなり多いですが、それに比べてアンケートの回収数が少なかったの、回収箱を置いてあるだけだと、気づかないでそのまま帰ってしまうということもあるのではないかと思います。今のお話のようにアンケートを行い、回収率を高めていただければ良いと思います

【委員】 1つ。

【部会長】 はい、お願いします。

【委員】 事業計画の作成時期と管理運営基準、当然管理運営基準を見て事業計画を作成されたんですよね。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 はい。

【委員】 そのときに、今善積委員のお話にあったように、7のモニタリング業務の中で、モニタリング手法を検討しというような記載がありますけれども、モニタリング手法を検討するような事業計画での記載はちょっと見当たらないんですが。これは適合の判断で適合と判断できるというふうに市側のコメントが一応ありますけれども、その辺をいかが解釈したらいいのかと思ひまして。

対照一覧の7ページを見ると、一番よくわかります。例えば7ページの第4の経営管理事業の中のモニタリング業務、この中の(1)アがあつて、(1)イの中にアンケート回収を含めたモニタリング手法を検討しというふうに基準に定めていますね。それを受けて、アンケートのことについては事業計画の中でいろいろ触れているんですが、アンケート以外のモニタリング手法などの検討の記述がないように思われるんですが、それはどこか包括して読むんですか。

意味わかりますか。

【部会長】 今の質問に関連して、どうなんですか。確かに資料3で一覧にされた中で、適合と判断できるというようなことで評価なさっている。これについての説明というか、質問というか、この結論部分です。その質問というのは今、だれに対する質問。私はこの評価した側にあつて、候補者であるところの管理運営組合さんに質問することではないんだと思うので。その点どういうふうに進めますか。

【事務局】 資料3の対照一覧表は管理組合から提出された事業計画をもとに市で作

成しておりますので、これに対する質問は組合さんが退室された後で、こちらでお受けしたいと思います。

【委員】 いや、それで冒頭ちょっとお聞きしたんです。要は基準があって、基準に照らして事業計画を作成されたんですね。ですから、基準にあって事業計画に記載がないということは適合していないのではないかというふうに見た。

【事務局】 はい。

【委員】 後ほどまたご発言いただいて。別の話でいいですか。

【部会長】 では、別の質問に移ることにします。では、いいですね。

【委員】 別の質問で、平成 25 年からの 5 年計画を出されておりますね。これについてちょっと質問させていただきたいんですけれども、支出のところで、管理運営費。事務費管理費が 1 年目だけ 523 万 9,000 円で、2 年目以降ずっと 443 万 1,000 円になっていますね。これは後ろに書かれていないんですけれども、その内訳がわからないんですけれども、わからないのはどういう状態になっているかも 1 つの質問ですが、1 年目がこれだけ多くて、あとはずっと同じであるという。事務費管理費の差額って何ですか。1 年目だけ多いという。

後ろ何も書いていないですよ。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 今のご質問なんでございますけれども、管理運営業務の中の 25 年度のものでございますけれども、その中で印刷製本費、5 年目になりますので、新たなリーフレット、パンフレットをつくらうということで今考えておりまして、その一番の版代ですか、それが見積もりをとりましたら、77 万という数字が出ましたので、それを計上させていただきまして、26 年度からその印刷代と紙代だけということで、そこにさせていただいているわけでございます。

【委員】 そうすると、次のページのある印刷製本代という中には入っているんですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 いえ、入っておりません。

【委員】 入っていないですよ。ここの数字には読めないものですから。ここは入れなくていい。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 一応版ができますので、その版で次の年は印刷ということで考えております。印刷代はここに単価 70 円の一応 5,000 枚ということで 26 年度は出させていただいています。

【委員】 そうすると、版代で 25 年度全部負担していて、ほかの年は紙代だけ。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 いえ、25 年度も 117 万 6,000 円のうちの 77 万円が版代でございまして、あと単価印刷代が 70 円の 5,000 枚ということで。

【委員】 ああ、そうか。では、次のページのこの印刷製本代の 117 万 6,000 円がほかの年度に比べて 77 万円大きいということですよ。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 はい、そういうことです。

【委員】 過去の 5 年間の実績を見て、自主事業とか、事務管理費とか、人件費とかはほとんど毎年変わらない。実績は。ほとんど変わらない運営のされ方をされてきているというふうに理解してよろしいんですか。今後 5 年間ほとんど変わらないということ

は、そういう特別の出資、版代の77万みたいなものがなければ、毎年ほとんど変わらない。過去の実績がということですか。こういう予算の立て方を見ますと、現実そういうものなんだ、そう変わるものでもない。この管理運営費というものはそういうものなんですか。ずっと変動はない。5年間変わらなかったし、今後5年間もほとんど変わらないんですということで理解してよろしいんですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 大幅には変わらないと思います。

【委員】 ほとんど変わらないという計画ですよね。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 はい。

【委員】 それは市からご指摘か何かないんですか。出過ぎた質問をするかもしれませんが。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 現在の段階では、大幅に変える予定がまだございませんので。

【委員】 多分推測するに、例えば、市のほうからの指定管理者委託料というのはほとんど変わらないわけです。それで、そうすると、先ほど言われたように、花を植えて集客力を高めたいとか、何かイベントをしてやりたい、費用がかかるということになると、何らかの形で売り上げを強く計画を立てるとかを考えてそういう費用等について捻出していかないと、何も変わらないんだろうとちょっと考えるものですから、あえて申し上げているんですけれども。いろいろなことを考えられないと、何も前に進まないし、変化が起こらない。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 現在のところ、イベントの種類にもよりますが、お客さんから多少会費をもらうとかということもやっております。

【委員】 そういう努力もされ始めた。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 100%こちらの費用ではなかなかそういうイベントは難しいですから。

【委員】 やはり収益を上げる努力をされるか、コストをほかで削られるか、何かを考えないと、そういうことはできないのではないかと思うんですけれども。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 そういうイベント的な別会計の費用というか、それがあればそういうのも利用できますけれども、ないときは会費を多少お客さんからもらうようになってしまうこともあるんですけれども。

【委員】 ええ。結構です。

【委員】 今。いいですか。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 イベントとかそういうので会費をとるというお話がありましたけれども、この自主事業の中の売り上げとかそういうものを何かもう少し盛り上げて、そして、その収入をそちらに充ててお客を引っ張るというふうな考えはお持ちではないですか。何か稼ぐところを、どこかで金をつくって、市にお願いしなくて、それこそ自主事業でやっていくという。

ですから、もしかしたら、もっと言えば、市の委託金も少しそこに積み重ねて、だんだん市のほうからの支出が減って、全体がほんとうの自主事業みたいになってしまうと

いう。独立独歩歩く、そういう経営形態をとれるようになる努力を。大変だと思います。いかがでしょうか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 自主事業につきまして、特に直売所とかの委託は今 15%をいただいているわけなんですけれども、人の話を受け売りで言っでは悪いけれども、農協さんの幹部なんかには言わせると、15%の手数料ではやっていけないと言っております。しかしながら、しょいかーごさんが 15%の手数料で始めてしまったもので、同じ農家さんなどの出荷ですから、下田だけ 20%にするわけにはいきませんので、採算は別としてしょいかーごさんに合わせた 15%ということでやっているの、その中でかなりの利益を生むということ自体がよほどの努力を要することなので。

【委員】 何かいい方法があればと。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 民間の企業ですと、最低 20%から 20 数%とっているのが一応現状でございます。ただ私などは一応公の施設でやっておりますから、よその会社とそういう争うつもりではなく、消費者の方に少しでもお手伝いできればいいかという。損はしない程度に、利益も出さない程度に、利用者のニーズにこたえられれば一番理想かと思うことでやっています。

【委員】 そういう状態でもう少し利益が出るような方法を何か考えて、市のほうの支出をぎゅーっと減らして、自分たちだけでやれるような。

余計な話をちょっとしますけれども。

【部会長】 はい。

【委員】 動物園で動物園協会をつくりましてやりましたけれども、一番最初に私がお願いしたのは、自分だけで歩けるようになってくれということをお願いして、そしてずっと来たんですけれども、やはり最終的には自分で歩けなくて、倒れてしまいましたけれども。組合員さんがよりいい収入を得るには、やはり稼がなければいかんということがあるんですけれども。ですから、とんとんというのは当然なんですけれども、とんとんよりもちっといいような方向を見ながら経営していただければというふうに思うんですが。それだけでございます。

【部会長】 はい。

【委員】 ちょっとよろしいですか。今 15%とおっしゃったのは、自主事業費、これはいろいろ種類があるので、レストランのほうもあるから、これはあれですけれども、要するに農産物は売値と仕入れ値が 85%ですという意味ですか。それはもう固定されている。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 はい。売り上げの中の 85%を農家の方に。

【委員】 やられる。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 はい。

【委員】 それで、同業者のあれだと、相当高いお金が渡っていると思うんですけれども、それは間違いですか。85%渡っているというのは、すごく高い。売れなかったものは返すんですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 はい、そうです。農家の方が引き取ります。

【河合委員】 返すのは。引き取りですよ。売れたものだけ 85%ということですよ。

ね。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 はい、そうです。

【委員】 だから、その辺の決め事ですけれども、85%、どのぐらい売れて、返品率がどのくらいあるか知りませんが、周りの地域のそういうところは85%渡しています？ 例えば道の駅とかいろいろやられている人たちのお話も当然聞いていると思うんですけれども。そんなに高いですか。あまりご存じないですか。やはりそういう情報をもとに、農協さんとかともっと積極的に話し合うべきではないかと思うんですけれども。そうじゃないと、数字がつかれないと思うんです。そういう意味での競争価格も下げられないし。下げるのは自由なんですか。指定の値段ですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 値段は農家の出荷者が自分でつけますから。

【委員】 決めるんですか。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 はい。

【委員】 そうすると、ほんとうに何もできない組織になっているんですね。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 だから、人が100円つけても、中には110円つける人もいるし、90円にしていく人もいます。

【委員】 周りの価格帯と比較はされているんですか、ふれあい交流施設管理運営組合さんは。同じようなものと、ほかの、例えば5カ所か10カ所か知りませんが、競争的な人たちがいっぱいいるというのは先ほど出ましたよね。そういう人は決まっていますよね。そうしたら、今の時期キュウリはどのぐらい差があるかとか、そういうのはわかりますよね。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 はい。

【委員】 そういう努力をされたほうがいいんじゃないですか。私が言うまでもなくわかって、知っていられると思いますけれども。私はご存じだと思って。でも、そういう方針でやっているから、そういうことは知っていても言えない立場だと、むしろそうなんじゃないかと推測せざるを得ないんですけれども。お答えになられるかどうかかわりませんが、そういう努力もありますよね。周りとあまりにも高い値段をつけられていたら、返品ばかり行くだけじゃないですか。農家の顔が出ていて、その農産物なら買いたいという人が、そういう人気があるとか、そういう特色があるんなら、また話は違うと思うんですけれども。そういう努力は当然されるべきじゃないかと思うんですけれども、いかがなものでしょう。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 いや、いずれにいたしましても出荷者の方が自分で売りたい値段をつけるというのがうちなんかの自主事業の方針でございまして、先ほども言いましたように、しょいかーごさんがそういう方針で始めて、同じ方式を取り入れてございます。比較的近いところにしょいかーごさんがございますので、競争するわけではございませんが、では、しょいかーごさんのやっているのから、うちのほうが例えば20%もらったりとかすることをする、出荷者が、それでは私は持っていきませんとかいう問題も出てきますから、本来の趣旨ではないかもしれないけれども、しょいかーごさんよりは手数料をもらうことはなかなか難しいし、出荷者が自分のやつをどうしても売りたいと思ったら、多少値段を下げる人もいますし、値段の高い安いにつき

ましては、組合のほうではあまり口出しはしません。だから、同じ品物でも、100 円を出たり、120 円を出たり、値段は違っている場合もあるし、また、1 人がつけたら同じ値段をつけていく人もいますし、それはいろいろです。

【委員】 今の値段のつけ方というのは、結局出品者は、例えば 100 円で 85 円のバックがあればよろしいということで、100 円つけていったけれども、組合のほうで 85 円さえ出品者にお渡しするなら、これだと 120 円でも売れるような立派なものだとしたら、120 円つけることができるのどうかというような質問なんだけれども、それはできない、出品者が決める金額なので、左右されないというか、左右する権限は運営者側はしていないという理解でよろしいんですね。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 そういう権限とかというよりも、出荷品については農家の自由ということに一応なっていますから、ただ、ある企業の話を書きますと、そこの店長さんが、これでは安い、もっと高く売れるとかということを言う企業もあるそうです。では、120 円ってつけたから、売れなかったじゃないかと責任を追及されてもやはりちょっと困ることなので、うちのほうはあくまでも買い取りではないので。

【委員】 そうなんですよね。だから、まさに買い取りじゃないので、例えばアドバイスして 100 円をつけるつもりで出品したものを 120 円でも売れるんじゃないのと言って、120 円つけて、120 円で実際売れた場合、これはマージンはやはり 85%。85 円じゃなくて、120 円の 85%になっていくわけですね。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 はい。

【部会長】 ほかにございますか。

では、一応ご説明についての質問は終わるということにして、どうぞご退出ください。ありがとうございました。

【下田ふれあい交流施設管理運営組合】 どうもありがとうございました。

(下田ふれあい交流施設管理運営組合退室)

【部会長】 進行について、一応冒頭に申した 2 つのポイントが終わったわけなんですけれども、結論として当委員会が今日ここでやることというのは、事業計画が管理運営基準に適合しているかどうかというようなことを結論部分で述べるということらしいんです。それで、誤っていたら指摘してもらいたいんですけれども、資料 3 というのがとりあえずの適合判断ということになっているんですが、事前にいただいている進行プログラムでは、これについて特に説明いただかないで、委員会だけでお話しいただくということなんですか。それとも、この判定についてのコメント、説明というのは別途予定されているんですか。

【事務局】 参考におつけした資料でございまして、特にこれについて市側でご説明する用意はしてございません。ただ、もしお時間許されれば、先ほど委員からご質問のあった件については私のほうからご説明したいと思います。よろしいでしょうか。

【部会長】 はい。最低限そこはひとつお願いしたいと思います。

【事務局】 先ほど資料 3 の 7 ページの一番下のところだと思いますが、モニタリング業務についてなんですけど、おっしゃったとおり、ご指摘いただきましたとおり、私ど

もの修正いたしました管理運営基準の中でより積極的に意見の把握に努めるというような項目を入れてございまして、組合側から提出されました事業計画書には、それに相当したものの記述はございませんでした。しかしながら、所管します担当のほうで、提出された計画書をいただいたときに、組合側と当然ヒアリングございますので、その中で、先ほど説明がありましたけれども、あのようになんか声をかけるだとか、レストランでのアンケートだとか、そういったことを伺っておりまして、それで、ここに記載はありませんが、適合と判断できるというふうにここに判断したものでございます。ご指摘の点は本当に記載はございません。

【部会長】 はい。ということで、その部分については先ほど質問があったので、説明いただいた。それ以外の説明は予定されていなくて、あとは委員でお話ししてくださいということになるんですか。事務局、そういう流れなんですね。

【事務局】 はい。必要に応じてお答えしたいと思いますので、お進みいただければと思います。

【部会長】 はい、わかりました。

【委員】 1つお聞きしてよろしいでしょうか。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 自主事業で稼いだお金はここに載っている金額より上がったら、その分を市に回せということですか。

【事務局】 自主事業についてはそれは出てきません。いわゆる公益の事業の部分で受託をしているもの、その部分で当初の予定額の10%を超えて残金が出た場合、10%を超える部分については、主に2分の1なんですけれども、2分の1を基準として還元するというような。

【委員】 自主事業の金額には関係ないんですか。

【事務局】 関係ありません。

【委員】 自主事業で稼いだものは組合に入る。

【事務局】 組合側の利益、利潤として算出できます。

【委員】 それにしては、同じようなあれですね。そうしておいたほうが楽だから、平らになっているんでしょうけれども。そこで努力して花を植えてもらうとか、そういうことが。

【事務局】 そうしていただければ、市側としては非常に助かります。

【委員】 そのあたりのご指導は。

【事務局】 ちょっと余計なお話になるかもしれませんが、直売所の、いわゆるマージンの件がありましたけれども、15%の手数料をいただいております。ご説明したとおり、しょいか一ごと全く同じ利率でございます。ただ、一般的には、最近の話ですと、緑区のほうに新たにスーパーが開店いたしまして、これは居抜きで新しいところが入ったんですが、そこが近くの農家さんに投げ込みをして、自分のところに入れてくださいというような情報を流しました。そのときの利潤はたしか業者側が20%。ですから、農家さんには定めた金額の80%が入るというようなものであったと記憶しております。

一般的に直売所というふうに言われるもの、それから、インショップと言われている

ものの特徴としては、値段は生産者が決めるというものが1つの大きな特徴になっていると思われます。あとは業者に出荷して、そこで自分のところの製品として売っていた。その一方の形態もある。そういう形になると思います。

【委員】 それに関連して、ちょっと私も整理して理解したいんですけども、自主事業での収益を管理運営での赤字に入れるということはできるというか、してほしいのか、してはいけないのか、可能なのか、それはできないことになっている。これはどうなんですか。できないですよ。のはずですよ。

【委員】 市に寄附するのはうまくなくなったんですね。だから、市に稼いだ金を上納していたのですね。

【事務局】 ああ、吸い上げちゃう。

【委員】 あれだめなんでしょう、今。

【事務局】 していないですね。

【委員】 そうすると、決まった予算の中の補てんは違反になってしまう。

【事務局】 管理部分にそれをそのまま持つてくるというのはできないと思います。受けるのであれば、別に寄附か何かで受けるとか、そういう形になるのではないのでしょうか。

【委員】 寄附で受けてはいけないんでしょう。

【事務局】 いや。

【委員】 何か変わった。

【事務局】 済みません。ちょっとわかりません。

【委員】 いや、先ほどお話ししたのはそれなんです。だから、稼いで少しでも市からの出費を減らす方法をお考えくださいと。

【事務局】 ただ、それを自主的にこの管理者なりが自主事業で儲かった、ではこの部分を、お客さん喜んでくれるから、その辺もうちょっときれいにして、もっとお客さん来るようにちょっとやろうかと。そういうのは可能だと思いますけれども。

【委員】 可能かどうか。確認。

【事務局】 こちらの管理のほうに持つていくというのはちょっとできないかと思いますが。

【委員】 よろしいですか。

【部会長】 はい、どうぞ。

【委員】 ちょっとわからないのですが、この施設の場合は利用料金収入というのがゼロなわけですよ。

【事務局】 ありません。

【委員】 そうすると、利益等の還元というのはないということですよ。

【事務局】 この部分がないです。

【委員】 ないけれども、管理運営の基準には利益等の還元について載せてあるということですか。

【事務局】 ただ、経費が大幅に安く済んだ場合。利用料金は収入はないんですけども、運営費が、例えば、通常では予算どおりいけば100ですけども、それが80で済

んだ。20 余った。その場合には、10%を超える部分でお互いに協議しながら話しましょうということなんです。

【委員】 ああ、そうですか。

【事務局】 それは多少可能性はあります。

【委員】 はい。

【部会長】 その点に関連してですけれども、利益等の還元というのがどこから出てきているかという、先ほどの説明で、22 年の第 2 回市議会での附帯決議で出てきているということなんです、その趣旨というのは、もう何度も聞くんですけれども、これはどういうことからそういうことになったんですか。つまり、あれでしょう。予定もしていないような大幅な利用料金があった場合については、そのままその事業者の収益にするのではなくて、幾らか還元してもらいましょうということから出たわけなんですよ。

【農政センター所長】 はい、そうです。

【部会長】 となるとすれば、大幅な収益が見込めるというのは利用収益がある場合だけ。逆に言えば、何の努力もしないで恩恵被っている、利用収益に乗っかっているところには、それははき出させてもいいのではないかと趣旨での附帯決議であって、そういう附帯決議の趣旨からいけば、当然のこととして自主事業には収益に手をつけてはいけないというか、コントロールが及ばないと思いますし、それがなければ、こういう指定管理者に名乗り出るというか、委託する趣旨、競争させる趣旨というのは滅却されるのではないかと思うんです。

何を言いたいかというと、先ほどの委員の指摘のとおり、この事業については少なくとも利用料金というのはないんだから、運営基準のその他の重要事項の 8 の利益の還元について、触れる必要もなければ、それについて計画を立てる必要もないのではないかとということになりませんか、附帯決議の趣旨がそのとおりだということであれば。

すぐ答えが出るものではないと思いますから、一応考えてみてくださいということで、先に進めます。ほかに委員会の結論を出す上での意見交換という意味で発言をお願いします。

【委員】 ちょっとよろしいですか。

【部会長】 はい、どうぞ。

【委員】 先ほど公募ではないという点の、ここの事業というのは、この 5 年後も公募ではいけない理由というのは何なんだろうかとこのをちょっとお答えいただきたいんですけれども。要するに、今のような体制を見ていると、自主的な管理運営を積極的にやろうという気構えが私はないように思えるんです。それは設立のときにそういう立場でやられたというのでこうなっているのは理解しますが、では、5 年後も、次のときも公募じゃないほうがいいのであるのだという理由づけというのは何なんだろうな。

【部会長】 先ほど私が最初に質問させていただいたときの私なりの理解ですけれども、どうして公募にできないのか。それは条例で定まっているからだ。これは公募事業、これは非公募事業というふうに条例で決まっているから、この下田農業交流センターに

については非公募なんだということなんです。だったと思います。条例でそういうふう
に公募、非公募を決める基準は何なのかというと、先ほど私がお聞きして何とか読み上げ
ていただいたあれがありましたよね。指定管理者の運用指針ですよ。

【事務局】 はい。

【部会長】 それで、その運用指針に基づいて非公募である特殊性がこの交流センタ
ーには認められるので、条例で非公募と定められているんだという理解なんです。そこ
で、話をもとへ戻して、河合委員が指摘したように、何も今の組合の説明からだ、非
公募というよりも条例を変えてということになりますけれども、公募のほうがいいので
はないか。そういうような意見が出た場合、条例を変えるというようなところまで何か
考える道筋というのはあるんですか。それは無理、この委員会でそんなことを言われて
もそんなのは無理ですということになるのか。では、条例を変える方向で考えてみます
という、つながる可能性があるんですか。その点はどうなんですか。

【委員】 ほんとうに条例に拘束されているのか、ちょっと教えてほしいんですけれ
ども。

【部会長】 それはあるんですよ。

【委員】 根拠は条例であることはわかっているんですけども、その条例の解釈が
ほんとうに拘束しているんでしょうか。そういう解釈をするから、この場合、下田ふ
れあい交流施設についても条例変わらなければ今後もずっとそうなんだということであ
いんでしょうか。

【事務局】 基本的には、委員さんご承知のとおり、公の施設の指定管理者を公募に
するか非公募にするかというのは、一義的に市のほうの判断ということになります。

【委員】 そうですね。

【事務局】 その基準は、先ほど所長がお答えしたような形で、この施設はもともと
は一般廃棄物の埋め立て処分場であり、その跡地利用としてゴルフ場ができ、そして、
都市農業交流センターができたといういきさつがあるわけでございます。ただ、ゴルフ
場の場合は、やはり施設の特殊性から、これはなかなか地元での管理ができないという
部分で、従前の農業者、いろいろ市のごみ行政、環境行政に協力していただいた方々へ
の還元施設としてああいいう施設をつくったといういきさつから、指定管理者は公募とい
うような形になりました。

ただ、今委員がおっしゃるように、では、未来永劫ずっと非公募なのか。ここはやは
りそのときどきの社会経済情勢といいますか、それと地元の貢献度に対する市の関与の
あり方というものが1つの基準になってくるのかという感じが私はいたします。したが
いまして、やはり今回は非公募という形でこの5年間行くわけですけども、その5年
の中で検討の余地がないかということは全くそういうことでなく、そこは改めて、先ほ
ど言いましたような形で、これは我々が検討しなければいけない課題であろうと思いま
す。

1つ、施設の性格からやはりレストラン事業をやり、そして農産物という物販をやる。
これはしょういか一ごであったり、あるいは民間がやっている直売所と極めて類似してい
るわけでございます。それが自主事業というか、収益の根幹をなしている部分。やはり

それがもう少し収益率を高めて、それが結果的に公の利益の増進、あるいは出荷者への所得の向上だとか、そういうことにつながっていくような提案がなされていかない限り、やはり指定管理者としての進歩が見られないと、そこは重大といいますか、大きな1つの判断基準の岐路にこの5年間でなと思います。

【委員】 全く同意見なんですけれども。

【部会長】 ただ、今の説明でも、逃れる道と言えはおかしいけれども、確かに今やっている事業者はちょっと、では、かわりにこういうものを用意してきますということになれば、別に非公募でも変えることはできるわけですね。原則公募にするか、非公募にするか、それは市の権限だと言われればそれまでなんですけれども、大体この指定管理者制度そのものは公募で競争させるというようなところがうまみといいますか、基本にあるので、今現在個別的に条例で非公募に限定している事業というのを見直しても、もう少し。いや、非公募のまま次のよい候補者を用意してきますというのではなくて、もう非公募を外してしまって、公募に持っていくよというような動き的なものは、この組織の上にある行革でやらなければだめなのか。それともたまたま担当している局のほうでこういう意見もあるし、見直す方向で、公募で変える方向で考えてみたいと思いますというような動きに持っていけるのか、それはどうなんですか。

【事務局】 1つポイントは、同じ都市農業交流センターであっても、やはり富田とか、それから中田、あそことの大きな違いというのは、先ほど言いましたように、自主事業の収益を高めていくという大きな可能性は持っているわけなんです。そこがやはり一番の違いだと思います。ただ、施設の、中田と下田は全く建っている公の施設は違いますけれども、やはり迷惑施設と当時言われていたごみの埋め立て処分場、その跡利用でできた施設だという点では全く同一なのでございます。

したがって、やはり根底にはご協力いただいた地元の地権者、農業者の方のほうにやはりそういった部分の還元はやっていかなければいけないというのがございますので、やはりそれが大きな非公募の理由になっている。ただ、繰り返しになりますけれども、その状況が果たして未来永劫続くかどうかというのは、やはりそのときどきの判断になってくると思います。今回はそういうことでその2施設とも非公募というような扱いにさせていただきましたけれども。

【部会長】 条例の点で確認はよろしいですか。このセンターが条例。

【委員】 どう解釈するかだと思っんですけれども。

【部会長】 確認のために、私の最後の質問にさせてください。上にある条例、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例というのがありますよね。その条例の第2条の（1）ですか、そこにこういうふうな言い回しであるんです。第2条、公募の原則、市長等は指定管理者の管理を行わせる公の施設の指定管理予定候補者を募集しようとするときは、公募の方法によることを原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。ということで3つあるんですが、（2）、（3）は緊急性のあることですぐ納得できるんですけれども、大きな例外がこの（1）で、公募の方法によらないことが別に条例で定めるところより明らかであるとき。つまり、別に条例で定める、これを先ほど私が分ける基準、非公募の根拠は別に条例で明らかにそうい

うふうに規定されているからということなんだというふうに理解したんですけども、では、翻って、今日やった下田農業交流センターはどういう条例で明らかに公募によらない、非公募だということになっているんですかという質問になるとどうなりますか。

【事務局】 下田、公施設の設置管理条例が。

【部会長】 条例のタイトルと該当条文。

【事務局】 先ほど、3つの施設を包含する千葉市都市農業交流センター設置管理条例というのがございます。

【部会長】 はい。

【事務局】 その中に第1条の設置のところに、富田と下田と中田、これの名称と位置がそれぞれ条例に規定されているんですが。

その条例の中の第14条に指定管理者の指定の手続等というのがございます。条の見出しが。そこをちょっと読み上げますと、市長はセンターの管理を適切かつ確実に行うことができるのと認める法人、その他の団体をその申請により議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。そういう規定がございます。ですから、今議論になっております条例による非公募のよりどころというような形になるわけです。

【部会長】 よくわかりませんが、つまりその14条が先ほど言っている上位の条例ですね、これを指定管理者条例というふうに呼ぶとした場合、その第2条の(1)にあるところの別の条例で定めるところにより明らかである、非公募ということが明らかにされているんだ、明らかにするのがその14条だということになるわけ。

【事務局】 はい。ちょっと今日資料がございませんので、ほかにサンプルとして公募をしている施設の設置管理条例の規定の仕方と、この都市農業交流センターのような非公募の場合の規定の仕方とちょっと比較してわかるように、これは後ほどということにさせていただきます。

【部会長】 はい。

さて、お話がいろいろ飛びましたが、そろそろまとめに入りたいと思いますが、とりあえず、まとめに入る前にまだ言い足りない、言っておきたいご意見がございましたら伺います。

では、なければ、いよいよ結論部分ですけども、下田都市農業交流センター事業計画書については、市の示した管理運営の基準に適合しているということでよろしいでしょうか、どうでしょうかということになります。それで、皆様の賛否が当委員会の結論ということになりますので、ご意見をお願いします。

適合しているということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【部会長】 では、ご承認いただいたということで、事務局におかれましては、今後の指定団体との協議の中でよりよい管理運営に向けて、本日の委員会での意見から示された意見を十分に考慮し、反映させていただきたいと思います。

本日の議事は終了しましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 ありがとうございます。本日の議事録ですが、第1回と同様に、案ができ上がりましたら各委員さんにご覧いただき、その後部会長に承認いただいたものを

確定とさせていただきます。

以上でございます。

【事務局】 それでは、以上をもちまして、平成 24 年度第 2 回経済農政局指定管理者
選定評価委員会農政部会を終了いたします。ありがとうございました。

—— 了 ——